

提出書類一覧 チェックシート

被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式 1 - 2)

	必要書類	コピ	主な取得先	確認事項
☐	① 被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合には、被相続人の戸籍の附票が必要	不可	市役所など	被相続人の <u>死亡日</u> 、 <u>死亡時の居住地</u> を確認します。
☐	② 相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合は、 戸籍の附票 が必要	不可	同上	相続時から家屋の解体まで、当該 相続人全員 が当該家屋に居住していないことを確認します。 解体日以降の日付 で発行してください。
☐	③ 土地の売買契約書 ※全ページのコピーを提出してください	可	仲介業者など	相続した家屋の解体後の敷地を <u>引渡した日</u> を確認します。
☐	④ 解体後の建物の閉鎖事項証明書 【代替書類】 ・登記申請書（建物の滅失登記） ・家屋の除却工事に係る請負契約書の写し及び領収書 など	可	法務局 解体業者、 司法書士、 仲介業者、 など	相続した家屋を解体した <u>日</u> を確認します。 ※代替書類では内容が確認できず複数用意いただく場合もあります。
☐	⑤ (i)～(iii)のいずれか (事業、貸付又は居住の用に供されていないことを証するため、場合により複数)			
	(i) 電気・ガス・水道の使用中止日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書 (当該建物の住所記載があるもの)	可	電力会社、 ガス会社 など	相続した家屋が「空き家」の状態となっており、また解体後の敷地を相続人が事業用等に使用していないことを確認します。
	(ii) 仲介業者による広告 (宅地建物取引業者による広告)	可	仲介業者 など	
	(iii) 家屋・敷地が、相続から譲渡の間使用されていないことが確認できる書類		空き家バンク 管理者など	
☐	⑥ 更地の写真 (除却日～譲渡日の間のもの) ※日付記入(手書き可)	可	解体業者、 仲介業者 など	相続した家屋の解体後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないか確認します。
☐	⑦ 所有権(家屋・敷地)登記 または遺産分割協議書	可	登記は法務局	複数の相続人がいる場合に確認します。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、表面の各書類と以下の⑧～⑩の全てを併せてご用意ください。

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になる場合があります。

ご不明点等ございましたらお問い合わせください。

	必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
☐	⑧ 被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 【代替書類】 ・ 要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等	可	入所施設 など	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、またはその他これに類する被相続人であることを確認します。
☐	⑨ 施設入所時の契約書	可	同上	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
☐	⑩ (i)～(iii)のいずれか			
	(i)電気・ガス・水道いずれかの使用停止日がわかる証明書 【代替書類】 ・ 電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書 (当該建物の住所記載があるもの)	可	電力会社、ガス会社など	被相続人が施設に入所してからも、 <u>当該家屋が一定の使用をされ、かつ事業の用、貸付けの用、及び被相続人以外の居住の用となっていなかったことを確認</u> します。
	(ii)老人ホーム等が有する外泊、外出の記録	可	入所施設など	
	(iii)その他要件を満たしていることが容易に認められる書類	可		

<その他>

●必要書類がご用意できない場合、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますので、ご相談ください。

●申請書記入の際、参考とした資料をご持参ください。

媒介契約書、土地・建物登記簿謄本（登記事項証明書）、遺産分割協議書、工事請負契約書 など